

## 三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱

平成21年 7月13日  
三次市教育委員会告示第23号

### (目的)

第1条 この告示は、三次市学校規模適正化検討委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、三次市立小・中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準(指針)を作成するため、委員会を設置する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会に提言する。

- (1) 三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める事項

### (組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校関係者
- (4) 自治組織代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名したのもをもってあて、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は教育委員会教育企画課において処理する。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成21年7月13日から施行する。